

税の申告準備はお早めに！

■問い合わせ
税務課 0820(74) 1008



来年2月中旬から申告相談が始まります。会場では、ソーシャルディスプレイの確保やこまめな換気・消毒等により、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施します。

期間中は、会場が大変混み合います、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の待ち時間短縮のため次のことについてご協力をお願いします。

■所得税確定申告書の電子申告について

令和3年分所得税確定申告について、会場で申告相談された所得税確定申告書（還付申告を含む）は電子申告で税務署に送付します。電子申告を行う際は利用者識別番号が必要となるため、税務署からのお知らせのながきや通知書をお持ちの方は必ず持参してください。利用者識別番号が無い方は、申告相談時に会場で新規に取得しますので、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

■収入金額が確認できる書類の準備

申告には令和3年中の収入金額が確認できる書類が必要です。給与所得の源泉徴収票や公的年金等の源泉徴収票等をご準備ください。

また、令和3年中に生命保険会社等から満期保険金・一時配当金や個人年金等を受け取られた場合、それらも所得とみなされます。これらの所得金額は収入（実際に支払われた金額）から経費（掛け金等）を差し引くことによつて求めることができますので、申告の際には、生命保険会社等から発行される支払通知書等をお持ちください。

■待ち時間を減らすために

医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、自書コーナーにご案内することになります。待ち時間の短縮のため、事前の資料整理にご協力をお願いいたします。

■営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入金額や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類・集計の準備をお願いします。

※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になりました。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに5～7年間保存する必要があります。（記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっていきます）

■医療費控除の申告をする場合

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

■領収書等の注意事項

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付すると、明細書の記入を省略できます。領収書は「医療を受けた人ごと」、「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

■収入が公的年金のみの方

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。

◎収入が公的年金のみの方は、年金支払者（日本年金機構等）から町に年金情報が通知されてきますので、町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の控除等を追加する場合や、源泉徴収されている所得税の還付を受けたい場合は、申告が必要になります。